

遺族年金と損害賠償請求権の重複填補

田 村 耕 作*

Abstract

The award of damages in respect of losses arising out of personal injury and death is a topic of considerable complexity. Some of the difficulty is due to the absence of any coherent policy behind the different sources of compensation to accident victims in Japan. Tort is not the only, nor the main, source of compensation today for a wide variety of systems for providing compensation and benefits must be taken into account in assessing damages. Where a person is entitled to payments from two different sources or compensation or receives money payments from more than one source, he or she may receive more in compensation than has been lost in earnings. My main concern in this thesis is how compensation system in Japan, especially about pension, can or should avoid over-compensation within its own confines through the comparative study with that in English.

Key Words : collateral source, damage, over-compensation, pension, tort

一 序

不法行為に基づく損害賠償請求権が生じた場合に、同一の不法行為によって被害者が利益を受けるならば、その利益分を控除して損害賠償額を算定することまたはそのように控除した後

Over-compensation between bereaved pension and compensation

*Kousaku Tamura

Correspondence Address: Faculty of Human Studies, Bunkyo Gakuin University,
196 Kamekubo, Oimachi, Iruma-Gun, Saitama 356-8533,
Japan.

Accepted October 7, 2003. Published December 20, 2003.

のものが真の損害であるとする⁽¹⁾ことを、従来、損益相殺と呼んできた。しかしながら、これら損益相殺で問題になっているのは、必ずしも損失と利益の相殺ばかりではなく、不法行為により生じた損害賠償債権と同一の不法行為に基づいて生じた別個の（場合によっては第三者からの）金銭給付債権との競合の問題であり、その重複する利益の調整（すなわち損害賠償額から金銭給付債権を控除すること）を損益相殺または判例上「損益相殺的調整」と呼んでいるにすぎない⁽²⁾。したがって重複填補は、損益相殺よりも広義の概念であり、損益相殺は重複填補の一部分を構成するにすぎない。

例えば、損害賠償債権と同一原因により保険金が支払われる場合に重複填補の問題が発生する。私的保険契約に基づき人身損害・生命侵害の被害者である損害賠償請求権者に支払われた保険金は（その他の様々な保険金を一様に論じるのは困難であるが）、イギリスの判例においては損害額から控除されない⁽³⁾。私的保険契約に基づく保険金は、別個の保険契約により支払われたものであるため、損害額から控除する対象とはならない。つまり私的保険契約に基づく保険金は保険契約者が「拠出を伴って、購入したものである」との考えに基づき、損害賠償額の算定に際して考慮しない。それに対して、日本の判例においては、生命保険契約に基づき支払われた保険金（生命保険金）は、すでに払い込まれた保険料の対価的な性質を有し、また不法行為とは直接の関係はなく、損害填補を直接的な目的とするものではないことから、損益相殺は否定されると解されてきた⁽⁴⁾。また損害保険契約により支払われた保険金、例えば火災保険金等について、保険会社は、保険金を支払った限度において、被害者の損害賠償請求権を代位（商662条）取得するので、保険金の支払いを受けた被害者が加害者に対して賠償を請求する場合に、支払われた保険金額分だけ賠償額は減少する。つまり損益相殺は肯定すると解されている⁽⁵⁾。両保険の損益相殺に関する判例についてはほぼ異論のないところであるが、その差異を生み出す根拠として、従来、損害保険が被害者本人及びその遺族等に対して生じた「損害の填補」を目的とするのに対して、生命保険は残された被害者の遺族の今後の「生活保障」を目的とすることが挙げられてきた。つまり損害賠償請求権との同一性の有無に基づいて控除の可否が決定されてきた。

その一方で、判例は、普通恩給の受給利益喪失に基づく損害賠償請求権について、その目的を「損失の補償ないし生活保障」と位置づけた上で、その請求権は、遺族に対して相続されるものであるとの判断を下した⁽⁶⁾。そして近年最高裁は、同判決を受けて、以下の二つの重要な判決が下された。

最高裁第三小法廷は、平成12年11月14日、遺族厚生年金及び市議会議員共済会の遺族年金について、その逸失利益性を肯定した⁽⁸⁾。また最高裁第二小法廷は、平成11年10月22日、国民年金法に基づく障害基礎年金及び厚生年金保険法に基づく障害厚生年金について、逸失利益性を肯定するとともに、子及び配偶者の加給分について、逸失利益性を肯定した⁽⁹⁾。

すでに支払われた保険料の対価として（つまり拠出を伴って）保険金が支払われる保険契約とは異なり、直接的な拠出を必ずしも伴わない社会保障制度等との調整をめぐって、この給付

の「同一性」を決定するのが困難な状況に至っている。⁽¹⁰⁾ 更には、社会保障的給付も今日ますます多様化して、その性質も生活保護給付等の拠出を伴わない公的色彩が強いもの、また企業年金等のごとく直接的な拠出を伴わないながらも間接的な拠出が存在する私的保険契約に近いものなど、その性質が複数混在するとともに、その性質の混合する割合についても様々な形態をとっている。それに伴って、必ずしも社会保障的給付と一括して把握することが出来ない状況である。とりわけ私的保険契約に近い色彩をもつ企業年金については（日本の最高裁においての企業年金の重複填補に関する判断は存在しない）、その性格が未だ不明瞭なままである。イギリス法においては、コモンロー上のネグリジェンスに基づく給付の同一性の判断を前提として、被害者が死亡した場合には、死亡事故法（Fatal Accident Act）4条の規定に基づき損害賠償額の算定に際して考慮しない。⁽¹¹⁾ 同法4条の「被害者の死亡の結果生じた給付（benefits as a result of his death）」の範囲に含まれると判断された場合には、同給付分については、遺族が事実上の「二重取り」することを認めている。

本稿においては、公的社会保障給付とは若干その性質が異なり、かつ保険契約にも類似した性質を有する企業年金の控除をめぐるイギリスの判例の分析をもとに、死亡事故法4条の「被害者の死亡の結果生じた給付」の範囲を確定する上での法理を確認し、生活保障的色彩の強い公的年金に対する損益相殺の問題について検討するとともに、不法行為、とりわけ死亡事故に伴い遺族等に支給される年金給付と損害賠償請求権との「同一性」について、更にはその後に行われる相続的構成について検討を加える。

二 イギリス法における重複填補

1. 損害賠償の範囲

ドイツにおける損害賠償の範囲が、「相当因果関係」論と密接に関連して、画一的に決定される傾向があり、それをもとに損益相殺の可否が決定されてきたのに対して、⁽¹²⁾ イギリスにおいては、個別の状況を考慮して、損害の項目を検討した上で損害賠償額は決定される。その点に関して、⁽¹³⁾ 我国において損益相殺の概念がドイツから導入されたにもかかわらず、⁽¹⁴⁾ 我国の判例・学説を見る限り、重複填補に関する問題状況はイギリス法的な判断基準を採用している。

しかしながら、イギリス法においても、不法行為に基づく損害賠償額の算定に際して、種々雑多な法規を調整する統一的な規定が欠如することが原因で、⁽¹⁵⁾ 福祉国家イギリスの多様な社会保障制度等の間での重複填補の調整にはかなり多くの問題が存在する。⁽¹⁶⁾ したがって損害賠償額の算定は、統一的な判断基準に基づいて画一的に判断するのではなく、⁽¹⁷⁾ 個別の事例を個々に判断する以外にない。

損害は、金銭的損害（pecuniary loss）と非金銭的損害（non-pecuniary loss）に区別することが出来る。また別の区別として、特別損害（special damage）と通常損害（general dam-

age) に区別することも出来る。⁽¹⁸⁾ 特別損害とは、公判時まで実際に生じた金銭的損害のことで、例えば逸失利益 (loss of earning) などがそれに該当する。特別損害は被害者側が主張、立証しなければ裁判において審理されない。⁽¹⁹⁾ また通常損害とは、前記特別損害に該当する既に金銭的な実損が存在する項目を除いた損害である。例えば苦痛 (pain and suffering)、つまり肉体的及び精神的な非金銭的損害や将来分の金銭的損失 (future pecuniary loss) 等が挙げられる。⁽²⁰⁾ 特別損害とは異なり、通常損害は申立てにおいて、明示する必要はない。

損害賠償の範囲に関して、Goddard判事は、*British Transport Commission* 対 *Gourley* 事件の判決において、次のように述べている。⁽²¹⁾

「所得の喪失及び現金支払経費 (out-of-pocket expenses) に関連する限りでの基本的な法理とは、金銭的賠償 (award of money) によって賠償しうる範囲で、事故が起こらなかったと仮定した場合の経済状態と同じ経済状態に被害者をおくべきことである」

同判事は、加害者は事故により生じた損害を賠償する義務を示すとともに、被害者をもとの状態に戻すこと、すなわち事故によって被害者がもとの状態より豊かな状態になることを暗に否定した。コモンロー上のネグリジェンスにおいて、重複填補による「二重取り」を否定している。

またその法理を、*Parry* 対 *Cleaver* 事件において、Reid卿は、「原告が喪失したものよりも多くのものを回復することは出来ないというのが一般的な準則である」⁽²²⁾ ことを確認した後、逸失利益に課される税金に関して、「そのものが実際に喪失したのは、税金の支払い後にその者の手元に残ったもの」⁽²³⁾ であるとして、逸失利益から税金を控除すべき旨を示した。

2. 重複填補の概要

税金は損害賠償額から控除され、またいくつかの国の判例においても、同様に損害賠償額から税金分の控除を肯定しているが、⁽²⁴⁾ 故人が生前高収入を得ていた場合には税率が異なり、それにより控除する増加するなどの不公平を生ずる等の批判も多い。⁽²⁵⁾

私的事故保険契約に基づいて支給される金銭は損害賠償額算定にあたって控除されない。⁽²⁶⁾ *Bradburn* 対 *Great Western Rly Co* 事件において、Pigott判事は次のように述べた。

「原告が金銭を受け取ったのは、事故によってではなく、その不慮の事故に備えて結んだ契約をしていたためである。同人はその事故の結果、金銭を与えられたのであるが、それは事故のためではなく契約のためである。そしてその契約が原因で彼は金銭を受け取ったのである」

つまり私的事故保険契約に基づき支払われた保険金は、保険契約の結果生じたものであり、損害賠償額からの控除の対象にはならないと判断した。

雇用主からの給付については、企業疾病手当は損害を軽減するものとして、損害賠償額から控除される。⁽²⁷⁾ この法理は、たとえ被害者が従業員で、加害者が雇用主の場合にも適用される。⁽²⁸⁾

また企業年金の場合は、その年金が強制的なものであろうとなかろうと、また拠出を伴うも

のであろうとなかろうと、損害賠償額の算定に際して、その年金分を控除しないのが原則である。⁽²⁹⁾

社会保障給付の場合は、損害賠償との調整をめぐって、1989年社会保障法 (Social Security Law 1989) によって大きく変化した。⁽³⁰⁾ 同法以前は、1948年法改革 (人身損害) 法によって、5年間、社会保障給付の半分を人身損害に基づく損害の逸失利益から控除することになっていた。この規定は、その後も2,500ポンド以下の損害に対しては適用されている。現在社会保障給付に関しては、1992年社会保障行政法に規定されている。同法によると特定の規則⁽³¹⁾ (the Regulation) については、事故から5年間全額を損害賠償額から控除される。

三 Pidduck 対 Eastern Scottish Omnibuses Ltd事件

1. 事件の概要

原告は、かつての勤務先であるイングランド銀行から月払いの年金を受給していた故人の寡婦である。同銀行の年金に関する規定により、故人が退職後5年以内に死亡した場合に支給される一時金ならびに故人の年金に関連する給付の受給資格を原告は得ていた。故人が旅行中に、被告の所有、操業していたバスが衝突事故に巻き込まれて、死亡したのは退職後2年が経過した時であった。

故人の死亡に関連して、原告が提起した損害賠償に関する本件において、被告は責任を認め、訴訟は原告に対する損害賠償の算定に執りかかった。損害賠償に関して、原告が主張したのは、公判時までには受け取った扶養の喪失 (loss of dependency) に基づく17,057ポンドについてである (被告も、それが故人の年金から原告が受け取った所得の控除に対する主張に関するものであることについては同意している)。1976年死亡事故法 (Fatal Accidents Act) 4条によると、故人の死亡の結果その者に生じた給付 (benefit) は、故人の死亡に対する損害の算定にあたって考慮すべきでないとして規定している。年金基金から原告が受給していた給付は、同法4条の趣旨に照らして「給付」に当たるのかという問題が提起された。

女王座部裁判所は、1976年死亡事故法4条の趣旨に照らし、雇用者の年金基金から受給していた年金及び寡婦手当 (widow's allowance) は、同条の「給付」に当たり、したがって故人の死亡に対する損害賠償額の算定に当たり考慮すべきではない。それ故に、公判時までの扶養の喪失に対する主張額から控除されないとの判断を下した。⁽³²⁾

控訴院は以下の理由に基づき控訴を棄却した。⁽³³⁾ 第一に、「夫の死後、年金基金から直接原告が受け取っていた給付とを比べると、夫が死亡する前に原告が享受していた給付は夫から受け取っていた経済的援助であった。そして彼女の夫の収入源が年金であったのは偶然のことであり、したがって彼女が夫の死亡する前に彼女の夫から受け取っていた経済的援助は必ずしも年金基金のもと彼女が受給していた給付とは言えない。夫の死亡に際して、原告は夫の扶養を喪

失し、それ故に彼女が損害賠償請求権を得た1976年法3条(1)に規定されている損害 (injury) を被ったことになる⁽³⁴⁾」との理由を挙げ、また、第二に、「1976年法3条(1)に規定されている原告の損害を算定する際に、彼女の夫の死亡を契機に支給される寡婦手当は同法4条に基づき控除すべきでない。なぜなら故人の死亡を契機に同手当が支給され、故人の退職年金に関連する条項と異なる約款の条項に基づき支給されたので、寡婦手当は同法4条の趣旨に照らして、『死亡の結果』原告に生じた給付である⁽³⁵⁾」との判断を下した。

2. 女王座部裁判所Sheen判事の意見

女王座部裁判所のSheen判事は、関連する事実及び故人の年齢、健康状態等を確認した後に、本件当事者間で争いのある以下の二つの問題点を示した⁽³⁶⁾。第一に、扶養に対する損害賠償額の算定の際に、原告が受給していた寡婦年金または年金は、考慮すべきであるか。また第二に、本件における、適切な余命年数 (multiplicand) はいくらかについて述べた⁽³⁷⁾。

まず第一点目に関して、同判事は、イングランド銀行の企業年金制度及び同約款について確認した後に、故人が被告イングランド銀行に勤務中、同人の労働の対価は次の三つの形態、つまり①即時の給与の支払い、②退職後の生涯にわたる年金の支払いの見込み、③故人が配偶者よりも早期に死去した場合の寡婦に対する給付、という形態を取っていたことを認定した⁽³⁸⁾。

その後、過去の死亡事故に関する法規を確認した後Cookson対Knowles事件におけるDiplock卿の次の意見を引用して、1976年死亡事故法4条の趣旨について確認した⁽³⁹⁾。

「今日、死亡事故事件に関する損害賠償の算定は、人為的かつ憶測に基づいた (conjectural) ものになっている。その目的は、もはや、被告、とりわけ寡婦を、亡くなった夫が生きていたとしたならば、存在していたであろう状態と同じ経済状態にもっていくことではない。1976年死亡事故法4条に基づいて、損害額の算定に際して裁判所は、保険金、国民保険または社会保障法規に基づく給付、その他年金または夫の死亡に基づき寡婦に支払われる見舞金は考慮すべきでない……」

同判決を引用して、1976年死亡事故法4条に基づき、死亡事故に対する損害賠償において、事故に伴う損害と利益の単なる差額以上のものを被害者に対して給付すること、すなわち損害賠償とその他給付との事実上「二重取り」を認めた⁽⁴⁰⁾。

また被告側訴訟代理人が引用したAuty対National Coal Board事件におけるOliver判事の次の意見に言及した⁽⁴¹⁾。

「次の二つの段階が存在する。第一に、死亡の結果生じた「扶養者に対する侵害」とは何かを明らかにする必要がある。第二に、その侵害に対して認められるべき損害を算定する必要がある。蒙った侵害の程度を確定する点に関して疑いはないが、年金や保険金の形態で死亡に起因して扶養者にもたらされる利点 (countervailing advantage) を考慮していない。言い換えると、両段階で必ず同法4条(I)の規定を確認する必要がある」

また次のように、Oliver判事は述べた⁽⁴²⁾。

「しかし依然として、死亡の結果生じた障害（例えば何かを失ったというような）に実際苦しんでいる扶養者を立ち直らせる必要がある。ここで障害として主張されているものとは、寡婦が実際に早期に年金計画の条件を満たした結果得ていたまさにそのもの（たとえば寡婦手当）の喪失であり、そして同法4条がその他の項目において蒙っている損害から年金の給付を除外しているの、扶養者が負担するべきだと主張されている点においては、利益が存在しない」

また被告が、原告は故人の死亡前は故人に対して支払われる年金で、そして死亡後はまったく同一箇所、つまりイングランド銀行からの手当を受けているのであるから、事実上変化は無く、給付の形態が変わっただけで原告に損失は無いと主張したのに対して、同判事は、原告側が寡婦年金の範囲で「二重取り」することを認めて、その根拠として1976年死亡事故法4条の規定を挙げた。⁽⁴³⁾

3. 控訴院Purchas 判事の意見

Purchas控訴院判事は、イングランド銀行年金基金（the Bank of England Pensions Fund）⁽⁴⁴⁾の約款の概要、死亡事故法の変遷⁽⁴⁵⁾に言及した後に、以下の争点に判断を下した。

第一に、被告側訴訟代理人（Mr. Temple）が提示したParry対Clever事件におけるReid卿の意見に関する争点について、次のようにその問題点を指摘した。⁽⁴⁶⁾

「しかしながら、同判決において裁判官が死亡事故法に基づく主張に関してではなく、寄与過失（negligence）におけるコモンロー上の主張に関して（判断を下して）いることを銘記しなくてはならない。しかしながら被告側訴訟代理人は同様の法理を適用しなければならぬと主張している」

そして同争点に関連して、被告側が1976年死亡事故法4条の適用の可否を論じる前提として、同法3条⁽⁴⁷⁾に規定する損害の有無を確定する必要があると主張したことに対して、同争点を「3条に基づいて権利を行使する際に、4条の規定を考慮しないことが可能であるか⁽⁴⁸⁾」という問題に帰着すると述べるとともに、それは「死亡の結果生じた金銭債権（the right to the payment）が確定するならば、Reid判事の示す二つのアプローチから離れなければ同法4条の規定の内容を考慮しないわけにはいかない⁽⁴⁹⁾」と結論付けた。

また無拠出の寡婦年金の性質について以下のように述べた。⁽⁵⁰⁾

「私の考えによると、被告側訴訟代理人の主張には誤った推論（fallacy）が含まれている。つまり寡婦が受領した二つの給付は、両方とも、（夫の）死亡前には故人を介して間接的に、（夫の）死亡後には直接的に、年金計画に基づく給付として特徴を有していると解すべきである。（夫の）死亡前に寡婦が受領していた給付は、彼女が夫を介して受けていた経済的援助となっていた。（夫の）死亡後に彼女が受領した給付は年金計画の受託者によって彼女に直接支払われる給付であった。すなわち（夫の）死亡のまさにその結果として彼女に生じた権利である」

第二に、被告が*Auty*対*National Coal Board*事件を引用して主張した点について、同判決の被告であるPopow婦人の場合と本件原告の状況は異なるとして主張を退けた。

第三に、原告が受給している給付は、夫の死亡の前と後では、名前及びその給付が支払われる根拠となる条項は異なるけれども、それは給付本来の性質及び本質を変えるものではないとの被告側の主張に対して、それだけでは1976年死亡事故法3条に規定する扶養の喪失に基づく損害賠償額の算定の際に除外する根拠とはならないとして退けた。

第四に、1976年死亡事故法4条の適用に際して、外見上のみではなく、その中身も検討すべきであるという被告側の主張に対して、同判事は、その主張を退けるとともに、その理由として、次のように述べた。被告側が主張する「中身」とはコモンローの準則に基づき損害賠償額の算定をする場合のもととなるものであり、同法4条の目的が、損害賠償額の算定に際して、コモンロー上の準則に例外を設けることであることから、いわゆる「二重取り」により、コモンロー上の準則に基づき算定された損害賠償額よりも多くのものを原告側が受け取ることになる（その他、Glidewell控訴院判事、Roger Ormrod卿の判決理由があるが、Purchas控訴院判事の判決理由にほぼ同意している）。

四 我国における公的年金に対する重複填補

1. 我国の公的年金制度の概要

我国の現行公的年金制度として、「国民年金法等の一部を改正する法律」（昭和60年法律第34号）等に基づき、昭和60年4月1日以降、全ての国民を対象とする基礎年金である国民年金と、そしてそれに加えて公務員には共済年金、サラリーマンには厚生年金が支給されている。公的年金は以下の要件を満たした場合に支給される。まず加入者が一定の年齢を超えたとき（老齢・退職年金）、負傷、病気等により障害を負った場合（障害年金）、死亡した場合（遺族年金）である。国民年金については、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、厚生年金については、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金、共済年金については、退職共済年金（旧普通恩給）⁽⁵¹⁾、障害共済年金、遺族共済年金がそれぞれ支給される。

また後述の平成11年10月22日判決を除く最高裁判所判例は、公的年金の逸失利益性を以下の二つの理由で肯定してきた。第一に、年金の目的が「損失補償ないし生活保障を与えることを目的とするものであること」、第二に、生命・身体による損害について差額説を前提として、平均余命期間中に受給することが出来た年金は、被害者の損害に当たることを挙げている。

しかしこれらの判例に対して、主に社会保障法を専門とする学者から以下のような批判がなされている。第一に、「損失補償ないし生活保障」というような包括的かつあいまいな概念は逸失利益性を肯定する理由とならない。第二に、年金は受給権者及びその者の収入に依存している家族の要扶養状態に応じて支給される給付であり、生活費に充てられないで貯蓄されるこ

とは制度上予定されていないから、差額説に立っても損害はない。第三に、受給権者が死亡した場合に失われる利益の承継は、各年金制度の枠内で、一定の遺族に遺族年金が支給されるという形で図られており、これに加えて法定相続人に年金受給権の利益を享受させることは年金制度の構造に反する。したがって社会保障法学者の多くは公的年金の逸失利益性を否定する⁽⁵²⁾。

またこれに対して、この判例の考え方は、以下の理由で、主に実務法律家から支持された。第一に、各種年金は給与の後払い、過去の労務の対価等としての性質を有するし、長年にわたって保険料を支払うことによって得たもので財産的性格を有すること、第二に、差額説を支持⁽⁵³⁾すること等である。

2. 最高裁第二小法廷平成11年10月22日判決

最高裁第二小法廷は、平成11年10月22日、国民年金法に基づく障害基礎年金及び厚生年金保険法に基づく障害厚生年金について、逸失利益性を肯定するとともに、子及び配偶者の加給分⁽⁵⁴⁾について、逸失利益性を肯定した。

事実の概要は以下の通りである。訴外AはYの経営する病院に入院中、担当医師の施術ミスにより、出血性ショックにより死亡した。本件事故当時Aは第一級障害者として、障害基礎年金と障害厚生年金を受給しており、一家の家計は同年金によって維持されていた。Aの妻X₁及び中学生X₂、小学生X₃の二児は、Yに対して、民法715条1項に基づく損害賠償を請求した。

第一審（那覇地判平成7年10月31日）は、「障害年金は、当該障害者に対して損失填補ないし生活保障を与えることを目的とするものであるとともに、その収入に生計を依存している家族に対する関係においても、同一の機能を営むものと認められるから、右年金の受給権者が支給実施機関との関係において当該障害者に限られるという意味では一身専属的権利といい得るものの、右年金の生活保障としての機能は障害者の一身に専属するものではない」、また「障害年金は、生涯にわたって法令で定められた額を継続的に支給される権利であって、受給の蓋然性が高度であり、かつ、内容が一定であるから、障害年金の受給権が他人の違法な行為によって喪失させられた以上は、死亡した障害者の得べかりし障害年金は逸失利益として当然に賠償対象となる」として、障害年金の逸失利益性を肯定した。

控訴審（福岡高那覇支判平成8年11月26日）は、障害年金の逸失利益性については第一審の見解を是認したが、損害額の算定において、妻及び子に対する加給分⁽⁵⁵⁾について、法定限度に基づき再度計算するとともに、遺族年金の控除については、X₁に対する慰謝料等を含む賠償額と支給を受けることが確定している遺族年金受給額を、「損益相殺的調整」により損害額から控除すると判断を下した。

それに対して最高裁は、下記理由をもって国民年金法に基づく障害基礎年金及び厚生年金保険法に基づく障害厚生年金について、逸失利益性を肯定するとともに、子及び配偶者の加給分について、逸失利益性を肯定した。

3. 最高裁第三小法廷平成12年11月14日判決

本件は、原告等の母Bが交通事故で死亡したため、その損害賠償請求した事例である。Bは、①昭和60年法律第34号による改正前の国民年金法29条の3に基づく通算老齢年金の外に、②厚生年金法58条に基づく遺族厚生年金及び、③地方公務員等共済組合法163条に基づく市議会議員共済会の遺族年金を受給していた。原告等は将来の得べかりしこれらの年金をBの逸失利益⁽⁵⁶⁾として請求した。

第一審（広島地呉支判平成10年1月28日）は、「不法行為制度は、加害行為がなかった場合に想定できる利益状態と当該加害行為によって現実に発生した不利益状態とを金銭的に評価して得られる差額を損害として把握してこれを賠償させるものであるから、Bが死亡によって遺族年金の受給権を喪失したことが事実である以上、遺族年金の逸失利益性は肯定される。また、遺族年金の目的・機能が遺族に対する損失補償ないし生活保障にあることに照らしても、遺族年金の逸失利益性は肯定されるというべきである」として遺族年金及びその他全ての年金についても逸失利益性を認めた。

控訴審（広島高判平成10年11月20日）は、しかしながら、「遺族厚生年金は、その受給権者の死亡により更にその遺族が何らかの年金受給権を取得することは法律上予定されておらず、社会保障的性格ないし一身専属性が強いものである上、その受給権者の死亡のみならず、婚姻によっても消滅するなど、その存続自体に不確実性を伴うことからすれば、右各年金についてはその逸失利益性を否定するのが相当である」として、①のみ逸失利益を認めたが、②と③については、逸失利益性を否定した。

最高裁第三小法廷は、平成12年11月14日、遺族厚生年金及び市議会議員共済会の遺族年金について、第一に、同給付が専ら受給権者自身の生計の維持を目的とした給付という性格を有すること。第二に、受給者自身が保険料とのけん連性が間接的であること。第三に、受給権者の婚姻、養子縁組などの本人の意思により決定し得る事由により受給権が消滅するとされており、その存続が不確実であることという三つの理由から、その逸失利益性を否定した。⁽⁵⁸⁾

五 結語

従来、逸失利益の算定基準となっていた給付の同一性及び拠出の有無について、前者については、今後更にその見極めは困難を極めることが予想される。また後者についても、企業年金等に対して認められる「潜在的拠出」とでも言うべきものが認定されるならば、拠出の有無を容易には判断できない。

第一に、給付の同一性は、日本の判例においても、各給付の性質の見極めは正確に行われて⁽⁵⁹⁾いるとは言い難い。また画一的に判断することは不可能であろう。立法論として、各給付間の

調整を行う法規を制定することも考え得るが、毎年夥しい数の法律が制定され更には私的保険及び社会保険等の数の増加を考慮すると事実上困難であろう。⁽⁶⁰⁾したがって解釈論としての解決策を模索する以外に方途はないが、その第一段階として、「同一性」から離れる必要があるように思われる。それに代わる判断基準を確定する必要がある。

社会保障学者等から、社会保険は不法行為の範疇の外にあり、社会保険に基づく給付は逸失利益とならないと主張されているが、民法学者は、被害者本人が死亡した場合に、死亡以前に被害者の遺族の経済的基盤が何であったのかを考える必要がある（その経済的基盤こそが遺族にとっての逸失利益である）、⁽⁶¹⁾それを回復することが損害賠償制度の目的であると説く。⁽⁶²⁾⁽⁶³⁾

拠出の有無に基づく判断もあまり意味をなさない。前述のごとく、*Pidduck* 対 *Eastern Scottish Omnibuses Ltd* 事件において、女王座部裁判所の Sheen 判事は、被害者がイングランド銀行で働いた労働の対価を三つの形態、つまり①即時の給与の支払い、②退職後の生涯にわたる年金の支払いの見込み、③故人が配偶者よりも早期に死去した場合の寡婦に対する給付、⁽⁶⁴⁾であると判断を下している。日本の企業、官公庁に勤務する者にとってもこれと同様に解してよいと考える。なぜなら上記の形態をとる労働の対価はいずれも労働条件と一括されてはいるが、就職の際に皆が意識しているものであり、その保障の有無が職業選択の重要な要素になっていることは否定できない。⁽⁶⁵⁾

その調整について、Atiyah は、次の三つの方法⁽⁶⁶⁾、つまり、第一に、重複する給付の両方を取得する方法。第二に、重複する給付のどちらか一方だけを取得する方法。その場合には、どちらの給付を受領するのかを決定する必要がある。第三に、各給付の一部分のみを受領する方法により調整し得ると述べている（この場合には給付につき受領し得る範囲（割合）が更に問題となる⁽⁶⁷⁾）。被害者の救済に着目するならば、第一の方途を選択し、その後調整するのが望ましい。

前述のごとく、日本の判例においては、生命侵害に対する損害賠償は、まず被害者の逸失利益を算定した後、遺族に相続するという構成を採用している。⁽⁶⁸⁾しかしながら、現在においても給付の性質を決定することがかなり困難であるうえに、また更に今後益々給付の性質が複雑化することが予想される。⁽⁶⁹⁾その場合、「生活保障」または「損失填補」という二元論では全ての給付の性質を明らかにするのは困難である。またその必要性も乏しいと考える。各給付には両者の性質が並存するケースが多く、その割合を確定するのはほぼ不可能であろう。したがって給付の性質による判断から離れる必要がある。

重複填補の解決策を検討する際に、遺族の生活保障に第一の焦点を置くべきであると考えられる。重複填補に関する特別法による規定を欠いている場合には、拠出の有無または給付の性質に拘わらず、重複する填補は被害者側が迅速かつ確実に受領し得るものを優先するべきであろう。その場合被害者が給付を請求する順番は、国及び地方公共団体等の経済基盤の堅固なものが優先され、逆に経済基盤の脆弱な個人債務者に請求される順番は下位に位置するに違いない。また被害者に支払われ得る給付が、遺族の経済基盤を支えていた適正な損害額を上まわる場合、

被害者の保護に重点をおいた重複填補を図るために、加害者等は一種の不真正連帯債務を負うと解すべきである（その後の調整（求償権の行使）については、当然、加害者側のみで行われる）。その場合、損害賠償請求権は被害者の死亡によって相続されるとする「相続的構成」ではなく、遺族の扶養を目的とする「扶養的構成」として、遺族固有の権利として把握すべきものである⁽⁶⁹⁾。

（注）

- （1） 幾代通『不法行為』285頁。従来損害の範囲は、「相当因果関係」に基づき、その範囲内にあるものだけが損益相殺の対象となると解されてきた。
- （2） 潮見佳男『不法行為法』326、327頁。また最高裁において、最判平成5年3月24日民集47巻4号3039頁で初めて「損益相殺的な調整」という言葉を用いた。
- （3） *Bradburn v. Great Western Rly Co* [1874] L.R. 10 Ex. 1.
- （4） Atiyah, *Accidents, Compensation and the Law* (5th ed.) p.325.
- （5） 最判昭39年9月25日民集18巻7号1528頁。損害保険とは異なり、保険会社が代位することもない。その一方で、潮見佳男教授は、従来「生活保障」を目的と解されていた生命保険についても「ヒューマン・バリュー特約」のように「実損の填補」の機能を果たしている場合があることを示すとともに、生命保険控除否定説には限界があると指摘する（潮見佳男『前掲書』328頁）。
- （6） 最判昭50年1月31日民集29巻1号68頁。しかしながら、保険料を徴収しておきながら、保険金分を加害者に代位請求することは、保険会社としても道義上躊躇することが多く、代位請求される数は決して多くない。
- （7） 最三小判昭59年10月9日判時1140号78頁、判タ542号196頁。判例批評として、保原喜志夫・判例評論318号197頁、吉村良一・民商法雑誌92巻3号112頁、新美育文・法学セミナー31巻3号57頁がある。保原教授は、前記判例批評において、恩給の性質について詳しい分析を加えるとともに、本判決が先例とした最小一判昭41年4月7日（民集20巻4号499頁）において、普通恩給の性質について「損失補償ないし生活保障」と判断した際に、「法的性質について徹底した検討がなされないままに出されたものと推察される」と批判した。
- （8） 最三小判平成12年11月14日民集54巻9号1頁。判例批評として、小野憲一・ジュリスト1210号196頁がある。下級審判決で、遺族年金の逸失利益性を肯定するものとして、大阪地判平成7年5月25日交民集28巻3号841頁、東京地判平成9年5月6日交民集30巻3号688頁等が挙げられる。また逸失利益性を否定するものとして、東京地判平成6年11月25日判事1535号105頁、大阪地判平成7年11月15日判タ910号173頁、高松高判平成7年11月30日交民集28巻6号1542頁、東京地判平成7年12月13日交民集28巻6号1746頁、大阪地判平成9年11月20日交民集30巻6号1662頁等が挙げられる。逸失利益性を否定する理由として、遺族年金が社会保障的性格が強いことや婚姻等によって受給権が消滅するなど存続が不確実であることが指摘されている。
- （9） 最判平成11年10月22日民集53巻7号1211頁。判例評釈としては以下のものがある。月例地域闘争236号120頁、西村健一郎・（法律時報別冊）私法判例リマークス(22)〈2001(上)62頁〉、南敏文・交通事故裁判の10年(判例タイムズ臨時増刊1033号)153頁、菊地高志・判例時報1718号221頁、平成11年重要判例解説（ジュリスト臨時増刊1179号）228頁。
- （10） 平井教授は、損益相殺の可否に関して、「一義的な公式によって定められないほど複雑多様であり、現在の実務上では〔損害の〕金銭的評価のうちに埋没してしまったと考えるべきもののように思われる」と述べている（平井宜雄「不法行為における損害賠償の範囲」損害賠償法講座7巻25頁）。

(11) *Halsbury's Statutes of England and Wales* (4th ed.) Vol. 31 negligence 477 at 485. 死亡事故法4条「損害の算定 (assessment of damages)・給付の非控除 (disregard of benefits)」の規定は以下の通りである。

「本法に基づく訴訟で人の死亡に関連する損害の算定において、その者の死亡の結果、誰に対してのものであったとしても、その者の財産またはその他のものから既に生じているか、または生じることが予想される、もしくは生じるかも知れない給付は考慮しない」

また同法4条の「給付 (benefit)」の範囲に関連して、子供の母親が死亡した後、叔父及び叔母によるその子供に対する養育は同給付にあたと判断された (*R v. Criminal Injuries Compensation Board, ex p. Kavanagh* [1999] Q.B. 1131, [1999] 2 W.L.R. 948, [1998] 2 F.L.R. 1071.), また死亡した母親の養育の代わりに、扶養者である父親により子供に対してなされた養育は同給付にあたらぬ (*Hayden v. Hayden* [1992] 4 All E.R. 681, [1992] 1 W.L.R. 986, C.A.).

(12) 我国の損害賠償の範囲は、通説によると、ドイツ法に倣って、損害と「相当因果関係にある範囲のものと考えられている」(我妻栄『民法講義IV』157頁)。

(13) 損益相殺の概念は、ドイツ法学全盛の基礎を築いた石坂音四郎博士により、ドイツから導入されたものと考えられている(松浦以津子「損益相殺」星野英一編『民法講座』第6巻682頁以下参照)。

(14) ドイツ法の損害賠償の範囲及び我国の損害賠償理論がフランス法を経由してイギリス法の影響を受けていることに関しては、平井宜雄『損害賠償法の理論』に詳しく述べられている。

(15) Peason委員会が、ニュージーランドの事故賠償制度などをもとに、強制保険による総合的事故賠償制度を確立しようとしたが、国民全体に強制保険を徹底することは実際上困難で、各制度間の調整を行う決定的な解決策は見出されていない。

(16) Atiyah, *op. cit.*, p.316.

(17) *Waldon v. War Office* [1956] 1 W.L.R. 51.

(18) *Salmond & Heuston on the Law of Torts* (21st ed.) p.528.

(19) *Domsalla v. Barr* [1969] 1 W.L.R. 630.

(20) *British Transport Commission v. Gourley* [1956] A.C. 185 at 206, [1955] 3 All E.R. 796 at 807.

(21) [1956] A.C. 185 at 206, [1955] 3 All E.R. 796 at 804-5.

(22) *Parry v. Cleaver* [1969] 1 All E.R. 555 at 557.

(23) [1969] 1 All E.R. 555 at 557.

(24) [1956] A.C. 185, [1955] 3 All E.R. 796. 尚、同判決の法理を詳しく検討したものとして、Bishop and Kay, "Taxation and Damages: the Rule in *Gourley's case*" (1987) 104 L.Q.R. 211.がある。例えば、アイルランド (*Glover v. B.L.N. Ltd* [1973] I.R. 432.) やオーストラリア (*Cullen v. Trappell* [1980] 29 A.L.R. 1.) などが損害賠償額からの税金の控除を肯定している。しかしカナダでは否定されている (*The Queen v. Jennings* [1966] 57 D.L.R. (2d) 644.)。

(25) その解決策として、被害者側に税金に関連する情報 (*Phipps v. Orthodox Unit Trusts* [1958] 1 Q.B. 314.) や税金の還付に関する情報 (*Hartley v. Sandholme Iron Co.* [1975] Q.B. 600.) を開示するように強制し、適正な課税がなされるように求める判例もある。

(26) [1874] L.R. 10 Ex. 1. also see John Munkman, *Damages for Personal Injuries and Death* (9th ed.) p.94.

(27) *Metropolitan Police Receiver v. Croydon Corporation* [1957] 2 Q.B. 154.

(28) *Hussan v. New Taplow Mills* [1988] A.C. 514.

(29) [1969] 1 All E.R. 555 at 557.

(30) *Salmond & Heuston, op. cit.*, p.536.

(31) 特定の規則とは、所得補助 (income support) と家族クレジット (family credit), 障害者付

- 添手当 (attendance allowance), 障害給付 (disability benefit) と障害者移動手当 (mobility allowance), 法定疾病給与 (statutory sick pay), 失業給付 (unemployment benefit) である。
- (32) *Pidduck v. Eastern Scottish Omnibuses Ltd* [1989] 2 All E.R. 261 at 261, [1989] 1 W.L.R. 317 at 318.
- (33) [1989] 2 All E.R. 261 at 261, [1989] 1 W.L.R. 317 at 318.
- (34) [1990] 2 All E.R. 69 at 69,70, [1990] 1 W.L.R. 997 at 997.
- (35) [1990] 2 All E.R. 69 at 69,70, [1990] 1 W.L.R. 997 at 997.
- (36) その他の項目の損害について、例えば死別 (bereavement) に対して3500ポンド、葬儀費用 (funeral expenses) に対して896ポンド、人的財産の喪失及び損害 (loss and damage to personal effect) に対して550ポンド、故人のサービスの喪失 (loss of deceased's service) に対して3500ポンド支払うことについては当事者間で争いはない。
- (37) [1989] 2 All E.R. 261 at 265, [1989] 1 W.L.R. 317 at 321.
- (38) [1989] 2 All E.R. 261 at 263, [1989] 1 W.L.R. 317 at 319.
- (39) *Cookson v. Knowles* [1968] 2 All E.R. 604 at 608, [1979] A.C. 556 at 568.
- (40) 日本の判例においては、差額説と稼働能力説が存在するが、イギリスのコモンローにおいては、差額説のみが主張されている。日本の最大判平成5年3月24日民集47巻4号207頁において裁判官の意見が両説に分かれたのは興味深い。
- (41) *Auty v. National Coal Board* [1985] 1 All E.R. 930 at 944, [1985] 1 W.L.R. 784 at 806.
- (42) [1985] 1 All E.R. 930 at 944, [1985] 1 W.L.R. 784 at 806.
- (43) [1989] 2 All E.R. 261 at 265, [1989] 1 W.L.R. 317 at 321.
- (44) イングランド銀行年金基金の約款の関連条文は以下の通りである。
- E 寡婦及び被扶養者手当
- E2 年金受給者の死亡に際して支払われる手当
- E2 (a) 寡婦年金
- E2 (a) 1 雇用が終了した時点で既婚の男性年金受給者が死亡した場合には、同人の寡婦に対して、以下の項目から構成される寡婦手当が支給される。
- (1) 基礎年金積立金 (element of the Base Pension) の半分は1974年3月1日からの年金受給者の雇用 (年数) により決定する。(以下省略)
- (2) 基礎年金積立金の8分の3は1974年3月1日以前の年金受給者の雇用 (年数) により決定する。(以下省略)
- (3) (省略)
- (45) 現行1976年死亡事故法では、同法4条の「給付 (benefit)」の明確な定義はなされていない。また現行法が修正される以前には「社会保障給付などに関連する法規に基づく給付」という意味で用いられていた ([1990] 2 All E.R. 69 at 72, [1990] 1 W.L.R. 993 at 996.)。
- (46) [1990] 2 All E.R. 69 at 73, [1990] 1 W.L.R. 993 at 997.
- (47) *Halsbury's Statutes of England and Wales* (4th ed.) Vol. 31 negligence 477 at 483. 死亡事故法3条損害賠償額の算定 (Assessment of damages) (1)の規定は以下の通りである。
- 「訴訟において、死別 (bereavement) に基づく場合を除いて、損害賠償額は、個々の扶養者が死亡した結果生じた損害の割合に応じて認められる」
- (48) [1990] 2 All E.R. 69 at 73, [1990] 1 W.L.R. 993 at 997.
- (49) [1990] 2 All E.R. 69 at 73, [1990] 1 W.L.R. 993 at 997.
- (50) [1990] 2 All E.R. 69 at 73, [1990] 1 W.L.R. 993 at 997.
- (51) 恩給法 (大正12年法律第48号) に基づく普通恩給につき逸失利益性を肯定するものとして、以下のものがある。最一小判昭41年4月7日民集20巻4号499頁, 最三小判昭59年10月9日裁判集民事

- 143号49頁，最三小判平5年9月21日裁判集民事169号793頁。また昭和61年4月の新制度実施前の各種共済組合法に基づく退職共済年金につき逸失利益性を肯定するものとして，以下のものがある。最三小判昭50年10月21日裁判集民事116号307頁，最二小判昭50年10月24日民集29巻9号1379頁，最大判平成5年3月24日民集47巻4号3039頁。昭和61年4月の新制度実施前の老齢年金につき逸失利益性を肯定するものとして，最三小判平5年9月21日裁判集民事169号793頁がある。
- (52) 例えば，岩村正彦・ジュリスト1027号67頁，西村健一郎・私法判例リマックス10号64頁，保原喜志夫・判評318号35頁〔判時1154号197頁〕，堀勝洋『社会保障法総論』268頁，松浦以津子・判評358号46頁，河野正輝「社会保険給付と不法行為法」ジュリスト691号167頁等が挙げられる。
- (53) 例えば，塩崎勤「年金の逸失利益性」『交通事故賠償のあらたな動向』326頁，野邊貫太郎「年金と逸失利益」現代裁判法大系6巻307頁，広田富男・交通事故判例百選〔第2版〕115頁，南敏文「不法行為と年金給付」貞家判事退官記念『民事法と裁判（上）』414頁等が挙げられる。
- (54) 前掲・注(9)最判平成11年10月22日民集53巻7号1211頁。
- (55) 妻の加給分は，厚生年金保険法50条の2第3項，44条4項4号により，妻が65歳に達した月まで支給される。また子の加給分は，国民年金法33条の2第3項6号により，子が18歳に達した以後の最初の3月31日まで支給される。
- (56) 前掲・注(8)最三小判平成12年11月14日民集54巻9号1頁。
- (57) 甲第五号証によれば，市議会議員共済の遺族年金についても受給権者の死亡，婚姻等によって受給権が消滅する。
- (58) 前掲・注(8)最三小判平成12年11月14日民集54巻9号1頁。
- (59) 前掲・注(7)保原・36頁。
- (60) 近年の特別法上の遺族給付においては，一応の明文をもっているものが多いが，未だ全てを網羅するには程遠いのが現状である。またイギリスにおいては，コモンロー上のネグリジェンスの法理を修正するため，主に国家財政上の都合により，制定法上の重複填補の調整を行っている（その詳細については，拙稿「損害賠償額算定時における社会保障給付の控除」創価大学大学院紀要第18集41頁以下を参照）。
- (61) 例えば，前掲・注(52)河野・168,169頁。
- (62) 日本の判例においては，故人の所得等に応じて算定した逸失利益を遺族が相続するという構成をとっている（相続的構成）。
- (63) 例えば，前掲・注(53)
- (64) [1989] 2 All E.R. 261 at 263, [1989] 1 W.L.R. 317 at 319.
- (65) *Parry* 対 *Cleaver* 事件においても，Reid卿は，拋出の有無を問題にしていない。
- (66) *Atiyah, op. cit.*, p.315.
- (67) 例えば，イギリスの社会保障給付のように，継続的給付ならば，その期限を区切って損害賠償額から控除する方法が考えられる。
- (68) 相続的構成については，潮見佳男「人身損害賠償請求権の相続的構成と損益相殺・並行給付問題」阪大法学44巻2=3号439頁以下の意見が興味深い。
- (69) 扶養構成についての具体的な適用については，倉田卓次「相続的構成から扶養的構成へ」『現代損害賠償法講座』7巻93頁以下参照。また本稿においては，現行法制度に基づいて解釈論による解決策を模索してきたが，ニュージーランドの事故補償法（浅井尚子「ニュージーランド事故補償法とその運用実態」加藤雅信編著『損害賠償から社会保障へ』41頁以下参照）のごとく統一的な事故処理制度による解決策も模索されてきた（例えば加藤雅信「不法行為法の将来構想」同編著『前掲書』1頁以下参照）。